

令和5年度伊達市農作業賃金標準額

令和5年4月1日

伊達市農業委員会

作業区分		単位	標準額	備考
臨時雇	一般作業	1日	6,880円	水田、畑、果樹等の一般作業、1時間当り860円
	果樹の剪定	1日	11,200円	1時間当り1,400円
	摘蕾・摘花果	1日	6,880円	1時間当り860円
	柿の皮むき	1時間	860円	
	あんぼ、にら等袋つめ	1時間	860円	
	立木等伐採	1時間	1,500円	機械燃料持込
	果樹防除オペレーター	1時間	1,500円	
袋かけ もも・りんご・ぶどう		1日	6,880円	1時間当り860円(二重袋、ぶどう棚等状況に応じ調整)

1. 昼食含みません。
2. 作業時間は8時間を基準とします。
3. 労働能力(年齢・経験など)を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
4. 最低賃金が毎年10月に見直されます。作業賃金はその額を下回る場合は最低賃金の額に読み替えてください。

作業区分		単位	標準額	備考	
請負作業	水	ロータリー耕	10a	7,000円	
		プラウ耕	10a	8,000円	
	代かき	10a	7,000円	植代まで	
	畦ぬり	1m	60円		
	機械による田植	10a	7,500円	角植え別	
	バインダーによる稲刈	10a	8,000円	角刈り別	
	コンバイン	10a	30,500円	乾燥調整を含む、角刈り別、運搬・結束はそれぞれ1,000円増し	
	ハーベスタによる脱穀	10a	8,200円		
	乾燥調整(もみすり)	玄米60kg	2,000円		
	もみすり	玄米60kg	1,000円		
畑	耕起(ロータリー耕)	10a	7,000円		

1. ほ場条件は、基盤整備後の平坦地の乾田を標準としています。
2. 未整理地は、作業能率などを勘案して当事者間で調整してください。
3. 請負作業単価には、消費税は含まれておりません。別途計上してください。

※ この標準額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用となります。目安としてご利用ください。

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、標準小作料は廃止されましたが、地域における賃借料の目安として、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっています。農地の貸し借りをする場合は、下記の賃借料情報を参考に双方で協議願います。

伊達市賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り/年)は、以下のとおりとなっております。

伊達市農業委員会

地域	区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
伊達地域	田	11,300円	14,500円	10,000円	16	
	畑	9,900円	16,700円	5,100円	84	
梁川地域	田	8,400円	14,100円	3,100円	153	
	畑	10,200円	16,900円	4,000円	91	
保原地域	田	8,200円	16,400円	3,600円	71	
	畑	10,800円	18,000円	4,000円	127	
霊山地域	田	9,100円	13,000円	3,400円	21	
	畑	12,700円	19,800円	7,400円	5	
月舘地域	田	8,700円	10,900円	3,900円	17	
	畑	4,900円	5,000円	4,800円	6	
伊達市(全体)	田	8,600円	16,400円	3,100円	279	
	畑	10,600円	20,200円	4,000円	327	

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当り12,563円に換算しています。
※令和4年産米の相対取引平均価格(農水省R4年12月速報 コシヒカリ(中通り))より
- * 3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 実情に即した情報提供のため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。

(伊達市農業委員会事務局 TEL024-573-5623 FAX024-573-5874)